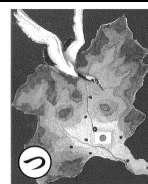




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年3月14日（金） 号 外 （第6号）

■ 目 次

ページ

規 則

○群馬県ツクルンの設置及び管理に関する条例施行規則（eスポーツ・クリエイティブ推進課）

2

■ 規 則

群馬県ツクルンの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。
令和七年三月十四日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第十二号

群馬県ツクルンの設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、群馬県ツクルンの設置及び管理に関する条例（令和七年群馬県条例第六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。（休館日）

第二条 群馬県ツクルン（以下「ツクルン」という。）の休館日は、次に掲げるとおりとする。

一 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日）

二 十二月三十日から翌年一月三日まで

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第三条 ツクルンの開館時間は、午後三時から午後八時までとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに休日については、午前十時から午後六時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

（遵守事項）

第四条 ツクルンを利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 引火性物品等の危険物を持ち込まないこと。

二 ツクルンの施設、附属設備、備品等を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をしないこと。

三 所定の場所以外において飲食をしないこと。

四 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる行為をしないこと。

五 職員の指示に従うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める事項

（指定管理者による管理）

第五条 条例第九条第一項の規定により同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）にツクルンの管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における同条第二項第五号の知事が別に定める業務は、広報宣伝その他のツクルンの利用促進のために必要な業務とする。

2 指定管理者による管理の場合における第二条第二項、第三条第二項及び前条の規定の適用については、第二条第二項及び第三条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、前条第六号中「知事が」とあるのは「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て」とする。

（管理の細則）

第六条 条例及びこの規則に定めるもののほか、ツクルンの管理に関し必要な事項は、知事がツクルンの管理を行う場合は知事が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
